

「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」について

1. 趣旨

遠隔システムを活用した教育を、学びの質の向上につなげていくためには、今後、遠隔システムを活用することが効果的な学習場面や、遠隔システムを活用する際の課題及び留意点等について検討を行う必要がある。

平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、「遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる」こととされ、また、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改訂版（平成 29 年 12 月 21 日：経済財政諮問会議）」においては、「ICT を活用した遠隔授業拡大」が盛り込まれている。

このため、文部科学省において、これまで実施してきた遠隔教育に関する実証研究等の成果や課題も踏まえ、学校における遠隔システムを活用した教育の推進に向けた具体的方策について検討を行うため、「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」（以下、「本タスクフォース」という。）を設置することとする。

2. 構成員

- (主査) 丹羽 秀 樹 文部科学副大臣
(構成員) 生涯学習政策局長
初等中等教育局長
生涯学習総括官
大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
生涯学習政策局情報教育課長
初等中等教育局初等中等教育企画課長
初等中等教育局財務課長
初等中等教育局教育課程課長
初等中等教育局児童生徒課長
初等中等教育局特別支援教育課長
初等中等教育局国際教育課長
初等中等教育局教職員課長

3. 主な検討事項

- (1) 遠隔システムを活用することが効果的な学習場面について
- (2) 遠隔システムを活用する際の課題及び留意点（システム上の課題及び留意点を含む）について
- (3) 遠隔システムを活用した教育を推進するために対応すべき事項について 等

4. その他

- (1) 本タスクフォースの庶務については、初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室の協力を得て、生涯学習政策局情報教育課がこれを処理する。
- (2) 運営に際し、必要な事項がある場合には別途定める。
- (3) 上記構成員の他、検討に必要な者を構成員に加えることができる。
- (4) 成果・課題の整理や具体的方策の検討を行うワーキンググループを置く。
(※ワーキンググループのメンバーは、本タスクフォースの課長級と各課の室長・補佐級職員等とする。)
- (5) 議事（検討資料を含む）は、自由闊達な意見交換を促進する観点から、原則非公開とする。